

# 告 示

## 埼玉県告示第千六十三号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年九月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所

### 二 作業種類

公共測量（基準点測量）

### 三 作業地域

上尾市大字領家地先、桶川市大字川田谷地先

### 四 作業期間

平成二十九年九月二十五日から平成三十年三月三十日まで